

ソフトバンクでんき for Biz
個 別 契 約 条 項

[高圧・特別高圧 標準固定プラン]

ソフトバンクでんき (Powered by SBパワー)

令和 8 年 10 月 1 日 実施

SB パワー 株 式 会 社

個別契約条項〔標準固定プラン〕

1 適用

この個別契約条項は、電気需給約款 1（適用）(2)に定める地域に適用いたします。

2 料金

料金は、常時契約の基本料金、常時契約の電力量料金、予備契約等の料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時契約の基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、常時契約の電力量料金は、別表 1（燃料費等調整）(1)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(1) 常時契約の基本料金

常時契約の基本料金は、1 月につき、常時契約の契約電力と別に定める常時契約の基本料金単価によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備契約等によって電気を使用した場合を除きます。）の常時契約の基本料金は、半額といたします。

(2) 常時契約の電力量料金

常時契約の電力量料金は、その 1 月の別表で定める季節、時間帯または平日もしくは休日等ごとの常時契約の使用電力量と、その 1 月の季節、時間帯または平日もしくは休日等ごとに別に定める電力量料金単価によって算定いたします。

(3) 常時契約の力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

なお、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。

ロ 常時契約の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、常時契約の基本料金を 1 パーセント割引し、常時契約の力率が 85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、常時契約の基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

3 自家発補給電力等

(1) 対象となるお客さま

当社が常時契約により電気を供給しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。また、供給電圧が高圧の場合は自家発補給電力を、供給電圧が特別高圧の場合は特別高圧自家発補給電力をそれぞれ適用いたします。

(2) 契約電力

自家発補給電力等の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 自家発補給電力等の料金

自家発補給電力等の料金は、自家発補給電力等の基本料金、自家発補給電力等の電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、自家発補給電力等の基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、自家発補給電力等の電力量料金は、別表 1（燃料費等調整）(1)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 自家発補給電力等の基本料金

自家発補給電力等の基本料金は、別に定める自家発補給電力等の基本料金単価と自家発補給電力等の契約電力および自家発補給電力等の使用実績により算定いたします。なお、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

ロ 自家発補給電力等の電力量料金

自家発補給電力等の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には自家発補給電力等の夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量には自家発補給電力等のその他季電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。また、自家発補給電力等の電力量料金単価は、定期検査または定期補修による場合もしくはそれ以外の事故等の場合に応じて定めます。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時契約に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力等の使用

お客さまが自家発補給電力等を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後、すみやかに当社に通知していただきます。

なお、常時契約と同一計量する場合で、電気需給約款 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）ロ（契約電力が 500 キロワット未満となる時（実量制契約））によって契約電力が決定されるお客さまのその 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時契約の契約電力をこえないときは、自家発補給電力等を使用されなかったものとみなします。

ホ 常時契約と同一計量される場合の最大需要電力

常時契約と同一計量される場合で、自家発補給電力等を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

- (イ) 常時契約の契約電力を電気需給約款 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）イ（高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上となる時、または特別高圧で供給する場合（協議契約））によって定めるお客さまの場合で、その 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時契約の契約電力と自家発補給電力等の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力等の超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時契約の契約電力と自家発補給電力等との契約電力の比であん分してえた値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

- (ロ) 常時契約の契約電力を電気需給約款 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）ロ（契約電力が 500 キロワット未満となる時（実量制契約））によって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力等の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ヘ 常時契約と同一計量される場合の使用電力量

- (イ) 使用電力量は、自家発補給電力等の供給時間中に計量された使用電力量から、「基準の電力」に自家発補給電力等の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実績に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力等の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の(1)、(2)または(3)によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により(1)、(2)または(3)に準じて決定いたします。

- | |
|--|
| (1) 自家発補給電力等の使用の前月または前年同月における常時契約の平均電力 |
| (2) 自家発補給電力等の使用の前 3 月間における常時契約の平均電力 |
| (3) 自家発補給電力等の使用の前 3 日間における常時契約の平均電力 |

- (ロ) 使用電力量の区分

自家発補給電力等の使用電力量は、原則として自家発補給電力等の最大需要電力に自家発補給電力等の使用時間に乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

- (イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期および冬期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまから当社または媒介者へ文書による申し出をもとに、お客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めるものといたします。

また、その実施の時期を変更される場合には、原則としてその1月前までにお客さまから当社または媒介者へ文書による申し出をもとに、お客さまと当社との協議によって再度確認するものいたします。

なお、当社または一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

- (ロ) お客さまは、当社または媒介者からの要請に応じて、電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) 当社は、自家発補給電力等の使用電力量の算定その他必要な事項に関し、原則として協定書を作成いたします。

4 予備電力および特別高圧予備電力

(1) 対象となるお客さま

当社が常時契約により電気を供給しているお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。なお、供給電圧が高圧の場合は予備電力を、供給電圧が特別高圧の場合は特別高圧予備電力をそれぞれ適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合、もしくは常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、もしくは常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 予備電力または特別高圧予備電力の契約電力

予備電力または特別高圧予備電力（以下、総称して「予備電力等」といいます。）の契約電力は、常時契約の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時契約の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに予備電力等の契約電力は、予備電力等によって使用される負荷設備および受電設備の内容、または予想される最大需要電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 予備電力等の料金

予備電力等の料金は、予備電力等の基本料金、予備電力等の電力量料金および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、予備電力等の電力量料金は、常時契約の電力量料金に、別表1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 予備電力等の基本料金

予備電力等の基本料金は、予備電力等の電気の使用の有無にかかわらず、予備電力等の契約電力に、別に定める予備電力等の基本料金単価（予備線または予備電源）を乗じてえた金額といたします。ただし、常時契約と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の契約電力は、予備電力等の基本料金の算定上、常時契約の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 予備電力等の電力量料金

予備電力等の電力量料金は、その1月の使用電力量につき、お客さまの常時契約の該当料金を適用いたします。ただし、常時契約と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の使用電力量は、予備電力等の電力量料金の算定上、常時契約の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

予備電力等は、力率割引および割増しをいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力等によって使用した電気は、原則として常時契約によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時契約に準ずるものいたします。

5 需給契約の廃止

電気需給約款 42（需給契約の廃止）(1)の廃止期日は、原則として次のとおりいたします。

- ・廃止希望日の3月前まで

別 表

1 燃 料 費 等 調 整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、各エリアごとに次の算式により算定される金額とします。

イ 北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額＝燃料費調整額＋離島ユニバーサルサービス調整額＋市場価格調整額

ロ 東京エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額＝燃料費調整額＋市場価格調整額

ハ 中部エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額＝燃料費調整額＋市場価格調整額＋HH 価格調整額

ニ 関西エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額＝燃料費調整額＋市場価格調整額

ホ 四国エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額＝燃料費調整額

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均 燃 料 価 格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、 α 、 β および γ については、付表 1 のとおりといたします。

また、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃 料 費 調 整 単 価	＝	(平均燃料価格－付表 1 の基準燃料価格)	×	$\frac{\text{付表 1 の基準単価}}{1,000}$
------------------	---	-----------------------	---	-----------------------------------

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次表のとおりといたします。

北海道・東北・中国・四国・九州エリアの場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月使用分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月使用分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月使用分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月使用分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月使用分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月使用分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月使用分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月使用分の料金に係る計量期間等

東京エリアの場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の6月使用分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の7月使用分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の8月使用分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の9月使用分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の10月使用分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月使用分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の12月使用分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月使用分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月使用分の料金に係る計量期間等
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の3月使用分の料金に係る計量期間等
翌年2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月使用分の料金に係る計量期間等
翌年3月1日から3月31日までの期間	翌年の5月使用分の料金に係る計量期間等

中部・関西エリアの場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の6月使用分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の7月使用分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の8月使用分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の9月使用分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の10月使用分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の11月使用分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の12月使用分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	翌年の1月使用分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の2月使用分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の3月使用分の料金に係る計量期間等
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の4月使用分の料金に係る計量期間等
翌年2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月使用分の料金に係る計量期間等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に、ロによって算定された燃料費調整単価を適用し

て算定いたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表 1 のとおりといたします。

なお、基準単価には、消費税等相当額を含みます。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{北海道、東北、中国および九州エリアの供給区域の平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、 α 、 β および γ の値については、付表 2 のとおりといたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

離島ユニバーサル 調整単価	=	(離島平均燃料価格－付表 2 の離島基準燃料価格)	×	付表 2 の離島基準 単価 1,000
------------------	---	---------------------------	---	---------------------------

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、基準燃料価格については、付表 2 のとおりといたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリアの供給区域に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計量期間等

毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月使用分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月使用分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月使用分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月使用分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月使用分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月使用分の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサル調整額

離島ユニバーサル調整額は、その1月の使用電力量に、ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、付表2のとおりといたします。

(4) 市場価格調整額の算定

市場価格調整額は、エリアごとに、付表3に定める算式により算定いたします。

(5) HH 価格調整額の算定

イ HH 価格調整単価

HH 価格調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

HH 価格 調整単価	=	(基準HH単価 × $\frac{\text{HH 価格}}{2.867}$ + 基準輸送関連単価) × $\frac{\text{平均為替レート}}{147.60}$ - 基準HH・輸送 関連単価
---------------	---	--

なお、HH 価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ HH 価格調整単価の適用

各HH価格および各平均為替レート算定期間の平均為替レートによって算定されたHH価格調整単価は、各HH価格および各算定期間に対応するHH調整単価に使用される電気に適用いたします。

中部エリアの場合

平均為替レート算定期間	HH 価格	HH 調整単価適用期間
中部エリア		中部エリア
毎年3月1日から3月31日までの期間	毎年3月	その年の6月使用分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から4月30日までの期間	毎年4月	その年の7月使用分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から5月31日までの期間	毎年5月	その年の8月使用分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	毎年6月	その年の9月使用分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	毎年7月	その年の10月使用分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	毎年8月	その年の11月使用分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	毎年9月	その年の12月使用分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	毎年10月	翌年の1月使用分の料金に係る計量期間等

期間		等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年 1 月	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 2 月	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ハ HH 価格調整額

HH 価格調整額は、その 1 月の使用電力量に、イによって算定された HH 価格調整単価を適用して算定いたします。

ニ 基準 HH 単価

基準 HH 単価は、HH 価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

ホ 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、次表のとおりといたします。

供 給 区 域	基準 HH 単価	基準輸送関連単価
中 部 電 力 エ リ ア	23 銭 6 厘	46 銭 8 厘

ヘ 基準 HH・輸送関連単価

基準 HH・輸送関連単価は、ニの基準 HH 単価およびホの基準輸送関連単価の合計値といたします。

〔付表 1 燃料費調整額算出係数等〕

供 給 区 域	α 、 β および γ の値	基 準 単 価 〔1キロワット時につき〕		基 準 燃 料 価 格
北 海 道 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.1946$	高 圧	18 銭 8 厘	51,400 円
	$\beta=0.0827$	特 別 高 圧	18 銭 3 厘	
	$\gamma=1.0081$	—		
東 北 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.0202$	高 圧	18 銭 3 厘	39,300 円
	$\beta=0.2699$	特 別 高 圧	17 銭 6 厘	
	$\gamma=0.8714$	—		
東 京 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.1173$	高 圧	14 銭 4 厘	35,600 円
	$\beta=0.0643$	特 別 高 圧	14 銭 1 厘	
	$\gamma=1.1607$	—		
中 部 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.2845$	高 圧	9 銭 2 厘	52,900 円
	$\beta=0.3302$	特 別 高 圧	9 銭 1 厘	
	$\gamma=0.3571$	—		
関 西 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.0338$	高 圧	(※)	37,500 円
	$\beta=0.0324$	特 別 高 圧	(※)	
	$\gamma=1.3547$	—		
中 国 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.0406$	高 圧	17 銭 7 厘	41,900 円
	$\beta=0.0982$	特 別 高 圧	17 銭 4 厘	
	$\gamma=1.2015$	—		
四 国 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.0845$	高 圧	15 銭 4 厘	80,300 円
	$\beta=0.0699$	特 別 高 圧	15 銭 0 厘	
	$\gamma=1.1962$	—		
九 州 電 力 エ リ ア	$\alpha=0.0028$	高 圧	9 銭 8 厘	46,100 円
	$\beta=0.1819$	特 別 高 圧	9 銭 6 厘	
	$\gamma=1.0863$	—		

(※) 基準単価は、年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）および燃料費調整単価適用期間ごとに設定するものとし、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

〔付表 2 離島ユニバーサル調整額算出係数等〕

供 給 区 域	α 、 β および γ の値	離 島 基 準 単 価		離 島 基 準 燃 料 価 格 [1 キロリットルにつき]
北 海 道 電 力 エ リ ア	$\alpha=1.0000$	高 圧	0.001	79,300 円
	$\beta=0.0000$	特 別 高 圧	0.001	
	$\gamma=0.0000$	—		
東 北 電 力 エ リ ア	$\alpha=1.0000$	高 圧	0.001	79,300 円
	$\beta=0.0000$	特 別 高 圧	0.001	
	$\gamma=0.0000$	—		
中 国 電 力 エ リ ア	$\alpha=1.0000$	高 圧	0.001	79,300 円
	$\beta=0.0000$	特 別 高 圧	0.001	
	$\gamma=0.0000$	—		
九 州 電 力 エ リ ア	$\alpha=1.0000$	高 圧	0.003	79,300 円
	$\beta=0.0000$	特 別 高 圧	0.003	
	$\gamma=0.0000$	—		

〔付表 3－1 市場価格調整額（北海道エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの北海道エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X＝各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

x および y の値については、トに定める値といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{トに定める基準市場価格}) \times \text{トに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る計量期間等

毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの期間)	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に、ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ヘ 調整係数

調整係数は、トに定める値といたします。

ト 換算係数等

項 目		値
換 算 係 数	x	0.6760
	y	0.3240
基 準 市 場 価 格		12 円 24 銭 [1 キロワット時につき]
調 整 係 数	高 圧	0.229
	特 別 高 圧	0.223

〔付表 3－2 市場価格調整額（東北エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの東北エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までのスポット市場価格の昼間平均価格

δ 1 および δ 2 の値については、トに定める値といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格ートに定める基準市場価格}) \times \text{トに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間
検針日が 1 日以外の場合	検針日が 1 日の場合	
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る計量期間等

毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	毎年 12 月 21 日から 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に、ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ヘ 調整係数

調整係数は、トに定める値といたします。

ト 換算係数等

項 目		値
換 算 係 数	δ 1	0.5332
	δ 2	0.4668
基 準 市 場 価 格		11 円 51 銭 [1 キロワット時につき]
調 整 係 数	高 圧	0.129
	特 別 高 圧	0.124

〔付表 3－3 市場価格調整額（東京エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの東京エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における朝時間、昼時間、晩時間および夜時間別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、時間帯別に次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格一トに定める基準市場価格}) \times \text{へに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間
計量期間等の始期が毎月 2 日から月末までのいづ れかのお客さまの場合	計量期間等の始期が毎月 初日のお客さまの場合	
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る 計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計 量期間等

翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	翌年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に、ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ヘ 調整係数

調整係数は、年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）ごとに、市場価格調整単価適用期間ごとに設定するものとし、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ト 換算係数等

項 目	値
基準市場価格	11 円 60 銭 [1 キロワット時につき]

〔付表 3－4 市場価格調整額（中部エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの中部エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X＝各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均

Y＝各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均
x および y の値については、トに定める値といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{トに定める基準市場価格}) \times \text{ヘに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価 適用期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に、ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ヘ 調整係数

調整係数は、年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）ごとに、市場価格調整単価適用期間ごとに設定するものとし、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ト 換算係数等

項 目		値
換 算 係 数	x	0.8495
	y	0.1505
基準市場価格		12 円 16 銭 [1 キロワット時につき]

〔付表 3－5 市場価格調整額（関西エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの関西エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるハで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格にニで定めるその平均市場価格算定期間および調整時間帯に対応する時間帯比率をそれぞれ乗じてえた値の合計といたします。

なお、平均市場価格および各平均市場価格算定期間におけるハで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 調整時間帯

各平均市場価格算定期間に対応する調整時間帯は、次のとおりとし、別表 2 で定める平日および休日ごとに設定いたします。

平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日 までの期間	毎日 0 時 から 8 時 までの時 間	毎日 8 時 から 13 時 までの時 間	毎日 13 時 から 17 時 までの時 間	毎日 17 時 から 20 時 までの時 間	毎日 20 時 から 24 時 までの時 間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日 までの期間					
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日 までの期間					
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日 までの期間					
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日 までの期間					
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日 までの期間					
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日 までの期間					
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日 までの期間					
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間					
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	毎日 0 時 から 6 時 までの時 間	毎日 6 時 から 10 時 までの時 間	毎日 10 時 から 16 時 までの時 間	毎日 16 時 から 20 時 までの時 間	
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間					
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日 までの期間					

ニ 時間帯比率

各平均市場価格算定期間およびハで定める各調整時間帯に対応する時間帯比率は、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ホ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{リに定める基準市場価格}) \times \text{リに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ヘ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間
高圧 500kW 未満の場合	高圧 500kW 以上、特別高圧の場合	
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ト 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に、ホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

チ 調整係数

調整係数は、年度（高圧 500 キロワット未満の契約種別の場合は 5 月分から翌年の 4 月分の料金までの期間、高圧 500 キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は 4 月分から翌年の 3

月分の料金までの期間をいいます。)および市場価格調整単価適用期間ごとに設定するものとし、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

リ 換算係数等

項 目	値
基準市場価格	10 円 82 銭 [1 キロワット時につき]

〔付表 3－6 市場価格調整額（中国エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの中国エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y＝各平均市場価格算定期間における午前 8 時から午後 4 時に対応するスポット市場価格の平均値

x および y の値については、トに定める値といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{トに定める基準市場価格}) \times \text{トに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量 期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量 期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量 期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量 期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計 量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計量期

	間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に、ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ヘ 調整係数

調整係数は、トに定める値といたします。

ト 換算係数等

項 目		値
換 算 係 数	x	0.4861
	y	0.5139
基準市場価格		9 円 45 銭 [1 キロワット時につき]
調 整 係 数	高 圧	0.265
	特 別 高 圧	0.259

〔付表 3－7 市場価格調整額（九州エリア）〕

イ スポット市場価格

スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分ごとの九州エリアのスポット市場価格をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価＝各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時あたりの単純平均スポット市場価格

昼間単価＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時あたりの単純平均スポット市場価格

$\delta 1$ および $\delta 2$ の値については、トに定める値といたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{トに定める基準市場価格}) \times \text{トに定める調整係数}$$

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価 適用期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月使用分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月使用分の料金に係る計量期間等
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月使用分の料金に係る計量期間等

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に、ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ヘ 調整係数

調整係数は、トに定める値といたします。

ト 換算係数等

項 目		値
換 算 係 数	x	$\delta 1=0.4627$
	y	$\delta 2=0.5373$
基準市場価格		8 円 22 銭 [1 キロワット時につき]
調 整 係 数	高 圧	0.284
	特 別 高 圧	0.278

2 季節・休日・時間帯区分

季節区分、休日区分および時間帯区分は、原則として一般送配電事業者等のそれに準じるものとし、それぞれ次のとおりといたします。

(1) 北海道エリア(北海道電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分)

区分	対象日時	
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	昼間時間以外の時間

(2) 東北エリア(東北電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分)

区分	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(3) 東京エリア(東京電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分)

区分	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	朝時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた毎日午前8時から午後1時までの時間
	昼時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた毎日午後1時から午後4時までの時間

	晩 時 間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた毎日午後4時から午後10時までの時間
	夜 時 間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間

(4) 中部エリア（中部電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分）

区分	対象日時	
季 節 区 分	夏 季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	そ の 他 季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休 日 区 分	休 日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平 日	休日以外
時 間 帯 区 分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時までの時間
	昼 間 時 間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜 間 時 間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(5) 関西エリア（関西電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分）

区分	対象日時	
季 節 区 分	夏 季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	そ の 他 季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休 日 区 分	休 日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平 日	休日以外
時 間 帯 区 分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時までの時間
	昼 間 時 間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜 間 時 間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(6) 中国エリア（中国電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分）

区分	対象日時	
季 節 区 分	夏 季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	そ の 他 季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
時 間 帯 区 分 1	ピーク時間	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時ま

		での時間
	週末時間	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日時間	ピーク時間および週末時間以外の時間
時間帯区分 2	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(7) 四国エリア（四国電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分）

区分	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(8) 九州エリア（九州電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分）

区分	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間

	夜 間 時 間	ピーク時間および昼間時間以外の時間
--	---------	-------------------

令和 8 年 10 月 1 日



東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 佐藤 和之
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕